

山口県報

平成18年
8月1日
(火曜日)

目 次

規則
山口県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則(労働政策課)……………

告示
解除予定保安林(山口市)(森林整備課)……………

道路の指定(建築指導課)……………

公告
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)……………

県営下関北部地区中山間地域総合整備事業計画書の縦覧(農村整備課)……………

山口都市計画(ごみ処理場の変更に係る図書)の写しの縦覧(都市計画課)……………



山口県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年八月一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第二百二十六号

山口県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

山口県立職業能力開発校規則(昭和四十四年山口県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

別表山口県立西部高等産業技術学校の項中

配	管	科	一〇人
---	---	---	-----

を

建築設備科

二〇人

に改める。

附 則

この規則は、平成十八年十月一日から施行する。



山口県告示第四百九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定を次のとおり解除する予定である旨の通知があった。

平成十八年八月一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 解除予定保安林の所在場所
山口市徳地伊賀地字粟ヶ迫二一八の五、字田床一一九の九、徳地藤木字砂田三五二の四から三五二の七まで
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 解除の理由
農道用地とするため

- 一 解除予定保安林の所在場所
山口市徳地藤木字北野山二八八の二三
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
農道用地とするため

山口県告示第四百十号

建築基準法(昭和二十五年法律第一百一号)第四十二条第一項第四号に規定する道路

(四二一) 県営下関北部地区中山間地域総合整備事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営下関北部地区中山間地域総合整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十八年八月一日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

県営下関北部地区中山間地域総合整備事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十八年八月二日から同月二十一日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(四二二) 山口都市計画ごみ処理場の変更に係る図書の写しの縦覧

山口市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による山口都市計画ごみ処理場の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十八年八月一日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

山口都市計画ごみ処理場一山口市リサイクルプラザ

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

平成十八年八月一日
発行

発行人

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）